

(様式1)

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

|                             | 所管課名  | こども・家庭課 | 整理番号 | 1-3-1 |
|-----------------------------|---|---------|------|-------|
| 許認可等の種類                     | 縁組承諾の認可   |         |      |       |
| 根拠法令条例等・条項                  | 児童福祉法第47条第1項  |         |      |       |
| 許認可等の概要                     | 児童福祉施設の長の行う養子縁組の承諾に対する認可  |         |      |       |
| 審査基準<br>(未設定の場合<br>はその理由)   | 未設定(法令の規定において言い尽くされているため)<br>[参考]<br>児童福祉法施行規則39条<br>法第47条第1項ただし書の規定により、児童福祉施設の長が、縁組の承認をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、当該児童につき判定をした児童相談所長を経て、措置を採った都道府県の知事に、許可の申請をしなければならない。<br>1 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別<br>2 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業<br>3 前号の者の家族の状況<br>4 縁組を適当とする理由<br>5 第1号及び第2号の者の戸籍謄本<br>6 その他必要と認める事項 |         |      |       |
| 基準の制定根拠                     | —   |         |      |       |
| 標準処理期間<br>(未設定の場合<br>はその理由) | 30日   |         |      |       |
| 期間の制定根拠                     | —   |         |      |       |